最高裁規則

○最高裁判所規則第十号

司法修習生の修習資金の貸与等に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成二十四年十月二十六日

最高裁判所

司法修習生の修習資金の貸与等に関する規則の一部を改正する規則

司法修習生の修習資金の貸与等に関する規則（平成二十一年最高裁判所規則第十号）の一部を次のように改正する。

第一条第一項中「次条第一項及び第六条第二号において」を「以下」に改める。

第七条の次に次の一条を加える。

（法第六十七条の二第三項に規定する最高裁判所の定める事由）

第七条の二　法第六十七条の二第三項に規定する最高裁判所の定める事由は、次に掲げるものとする。

一　修習資金の貸与を受けた者が給与所得（俸給、給料、賃金、歳費及び賞与並びにこれらの性質を有する給与に係る所得をいう。）以外の所得を有しない者（次号において「給与所得者」という。）である場合において、当該者の最高裁判所の定める期間における収入金額（法科大学院（学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第九十九条第二項に規定する専門職大学院であって、法曹に必要な学識及び能力を培うことを目的とするものをいう。）における修学のための借入金（最高裁判所の定めるものを除く。次号において単に「借入金」という。）を当該期間中に返還したときは、その返還額を控除した残額）が三百万円以下であること（当該者について次条第二項第二号から第五号までに掲げる事由のいずれかが生じたときを除く。）。

二　修習資金の貸与を受けた者が給与所得者以外の者である場合において、当該者の前号に規定する期間における総収入金額（借入金を当該期間中に返還したときは、その返還額を控除した残額）から必要経費を控除した残額が二百万円以下であること（当該者について次条第二項第二号から第五号までに掲げる事由のいずれかが生じたときを除く。）。

第八条中「前条」を「第七条」に改める。

附　則

この規則は、平成二十四年十一月三日から施行する。

最高裁判所長官　竹﨑　博允

省　令

○法務省令第三十九号

不動産登記法（平成十六年法律第百二十三号）第七条（他の法令の規定において準用する場合を含む。）の規定に基づき、登記事務委任規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十四年十月二十六日

法務大臣　滝　実

登記事務委任規則の一部を改正する省令

登記事務委任規則（昭和二十四年法務府令第十三号）の一部を次のように改正する。

第五条第二項を削る。

附　則

この省令は、平成二十四年十一月五日から施行する。

○環境省令第三十二号

原子力規制委員会設置法（平成二十四年法律第四十七号）の施行に伴い、並びに廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和四十五年法律第百三十七号）第八条の二の二第一項及び第十五条の二の二第一項の規定に基づき、平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故による災害に対処するための廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則等の一部を改正する省令附則第二条に規定する定期検査の期間に関する経過措置の特例に関する省令（平成二十四年環境省令第六号）の一部を次のように改正する。

平成二十四年十月二十六日

環境大臣　長浜　博行

第一項中「又は第二十条第三項」を「又は第二十条第二項」に改め、「以下この項において同じ。」の下に「が市町村長に対して行った同法第二十七条の四第一項又は同法」を加え、「原子力災害対策特別措置法第二十条第三項」を「原子力災害対策特別措置法第二十条第二項」に改める。

附　則

この省令は、公布の日から施行する。